

公 示 日 : 2025 年 6 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 25a00240

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 経済開発部・民間セクター開発グループ第一チーム

調 達 件 名 : インドネシア国観光人材育成・還流プロジェクト詳細計画策定調査
(観光人材育成)

適用される契約約款 : 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 観光人材育成
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月中旬から 2025 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 6 月 25 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5)

[%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf\)](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	観光人材育成
対象国及び類似地域	インドネシアおよび全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（以下、インドネシア）は、17,000以上の島々から成り立つ世界最大の群島で、美しいビーチが広がるバリ島を始め、壮大な火山のあるジャワ島、熱帯雨林の広がるスマトラ島など多様な自然資源を有しているほか、300以上の多民族国家であることから独自の文化や伝統、歴史的遺産も多く存在する。このように多様な観光資源を活かした幅広いアトラクションやアクティビティを国内外からの訪問客に提供していることから、2024年においては約1,390万人の国際観光客が訪れている（インドネシア国家統計局統計データ、2025年）。また、アジアとオーストラリアの間に位置する同国は、アジア太平洋地域における重要な経済および観光のハブと言えることから、インドネシア政府は観光産業を経済発展の重要な柱の一つと位置付けている。実際、同国の長期ビジョンであるゴールデンインドネシア2045（Indonesia Emas 2045）及び国家長期開発計画（RPJPN）において、地域間格差の是正、雇用創出、人的資源の向上や国際競争力の強化等を重点課題として掲げている。観光セクターに関しては、2045年までに同国が目指す経済成長目標である8%の達成に資する重要な産業とされており、持続可能で質の高い観光産業の発展を通じた経済成長と社会的包摂の両立を目指している。2023年にはインドネシアにおいて同国観光促進の加速化を目的としたハイレベル会合が開催され、観光の質向上、地域間連携強化、環境持続可能性の確保などが議論された。これを受け、同国観光クリエイティブエコノミー省（Ministry of Tourism and Creative Economy, MTCE）は、重点観光地の開発、国際会議や国際イベント開催などの推進、国内観光促進戦略、インフラ整備とアクセス改善、デジタル化の推進など具体的な戦略を掲げ、観光振興の取り組みを進めている。

一方、同国における観光産業の対GDP比は5.1%（World Tourism and Travel Council, 2024年）となっており、他の東南アジア諸国における観光産業の対GDP比平均が10%に比べると低い水準となっている。また、世界経済フォーラム（World Economic Forum: WEF）が発表した2024年度版旅行・観光開発指数（Travel & Tourism Development Index: TTDI）において、インドネシアは全

119 か国中 22 位に位置しているものの、「観光サービスとインフラ」に関する指標は 1.90 点（満点は 7 点、東南アジア平均値 2.35 点）、「健康と衛生」は 3.78 点（満点は 7 点、東南アジア平均値 4.05 点）など、一部において低スコアが示されており、観光分野における人材育成や質の向上は喫緊の課題となっている。

また、インドネシアは世界第 4 位の人口規模で 2040 年代まで人口ボーナス期が続く見込みであるが、若年層の失業率は高く、厳しい雇用情勢が社会問題となっている。MTCE はこのようなインドネシア政府全体の政策方針や開発ビジョンの実現に貢献すべく、質を重視した持続可能な観光開発や観光インフラ整備、デジタル化を推進し人口ボーナス期の豊富な若年労働力を活かした観光産業の成長を図り、ひいては国内の雇用創出や地域活性化、経済規模の拡大を目指している。

以上のような状況下、インドネシア政府は我が国に対して本事業の実施を要請した。本事業では、MTCE 傘下の人材育成機関である観光ポリテクニクにおいて、同国観光人材育成に必要な教育プログラムの強化、日本の旅行・観光業界団体とのネットワーキング体制構築、日本を始めとする海外での就労に関する情報提供を含むキャリア支援のメカニズム構築支援を通じてインドネシアの観光人材育成体制の強化と改善を図り、もってインドネシアの観光産業の質向上と国内の雇用創出を目指すものである。

本詳細計画策定調査では、プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、協力内容等を整理すると同時に、日本への送り出しを前提とした現地ポリテクニク校におけるカリキュラムや日本語教育の現状など観光人材育成に係る情報収集を行う。また、インドネシア側関係者とプロジェクトの実施に係る合意文書締結を行う。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025 年 7 月中旬～2025 年 7 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
の上、担当分野に係る調査項目の整理、調査行程・手法の検討を検討す

る。

- ② 相手国関係機関の調査対象者リスト案や調査方法を JICA に提案するとともに、インドネシア国関係機関側に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）の作成を行う。なお、作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。その他、現地での協議資料などの作成に協力する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 日本国内における外国人インターンシップを受入れている観光関連事業者へのヒアリングを実施する（2～3社程度）。

（2）現地業務（2025年8月上旬～2025年8月下旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、当該分野の現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) インドネシア政府による観光開発の方向性や課題・ニーズにかかる追加の確認を行う（国内観光開発政策・戦略、観光人材における課題など）。
 - イ) 観光省傘下の観光ポリテクニクの①バリ校、②バンドン校について、以下（a）～（g）を確認する。
 - (a)各観光ポリテクニクの概要（教員数、生徒数、提供するコース概要、卒業後の進路調査の有無、職業斡旋に係る活動の有無、等）
 - (b)各コースにおけるカリキュラム内容（テーマ、講義時間数、等）及び教員に関する情報収集（教員の学歴、雇用体制、資格の有無、等）
 - (c)インターンシッププログラムに係る情報収集（受入先企業・団体の選定方法、連携協定の有無、受入先企業・団体の数、等）
 - (d)各コースにおいてインターンシップに参加する学生の数・割合（国内外インターンシップ両方）

(e) 日本語カリキュラムの実施状況（学習目標、学習内容、単位数、時間数、教材等）

(f) 日本語教育を実施している教員に関する情報収集（人数、学歴などバックグラウンド、雇用体制、日本語教員としての育成プログラムの有無とその詳細など）

(g) 各観光ポリテクニクにおける日本へのインターンシップ実施に係る期待や課題の把握

ウ) 本プロジェクトに関連する他援助機関や民間企業などの活動動向や連携の可能性

④ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 9 月下旬）

① 担当分野における PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る調査報告書（案）を作成する。なお、報告書には、現地業務を通じて情報収集した観光ポリテクニクの日本語カリキュラムと特定技能 1 号/2 号評価試験（宿泊分野）学習用テキスト内容の比較結果及びカリキュラム改訂に係る提言を含める。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2025 年 9 月 26 日（金）までに提出。

担当分野に係る調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 8 月 10 日～8 月 30 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 観光人材育成 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：JICA が必要に応じアレンジします。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着

前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第一チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書等
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・ 特定技能1号評価試験「宿泊分野」学習用テキスト
[240531 TG manual Fix2](#)
 - ・ 特定技能2号評価試験「宿泊分野」学習用テキスト
[240718 TG manual 2gou Fix lite](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上